

川崎市立川崎病院看護教育研修委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院看護教育研修委員会（以下、「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 川崎市立川崎病院における保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修を受ける看護職員の教育・指導および、研修修了者の職務遂行に必要な事項を定め、その円滑な運営を推進するために委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 特定行為研修プログラムに基づいた調整等に関すること。
- (2) 特定行為研修の教育・指導に関すること。
- (3) 特定行為研修の評価に関すること。
- (4) 特定行為手順書の作成・見直し等に関すること。
- (5) 特定行為研修指定病院との相互調整に関すること。
- (6) 特定行為研修修了者の職務遂行に関すること。
- (7) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織の構成等)

第4条 委員会は、委員長及び委員・オブザーバーをもって組織する。

- 2 委員長は、診療部副院長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 委員は、各診療科責任者、研修実施責任者（看護部長）、教育担当副看護部

長医療安全管理者、特定行為研修受講者または研修修了者のほか薬剤部に所属する医療従事者とし、オブザーバーは病院長とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、後任の委員がない場合は、後任の委員が決定するまでの間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(運営)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、第2条に掲げる事項について審議し、決定する。

3 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(三役会での承認等)

第7条 委員長または研修実施責任者（看護部長）は、委員会での調査審議結果を三役会に報告し、その承認を得るものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。